

第 6 参 考 资 料

1 現年課税分の県税納税義務者数及び特別徴収義務者数調

税 目	R5 年度総数	左 の 主 な 内 容
個人県民税	2,068,209	均等割のみを納める者 177,682 人、所得割のみを納める者 18,202 人、 均等割と所得割を納める者 1,872,325 人
法人県民税	86,014	分割法人 本県本店 2,554 同他県本店 9,207 普通法人 県内法人 66,931 特別法人 1,204 公益法人等 3,409 寮等のみを有する法人 1,003 人格なき社団等 522 清算法人 1,184
利子割県民税	183	営業所数 547
個人事業税	35,532	第1種 28,798 第2種 20 第3種 6,714 所得税課税者 33,724 同失格者 1,808
法人事業税	84,397	分割法人 本県本店 2,392 同他県本店 6,751 普通法人 県内法人 66,186 特別法人 2,795 公益法人等 1,750 人格なき社団等 522 清算法人 1,184 収入金課税分 36 外形対象法人分 2,781
不動産取得税	44,206	家屋 16,969 土地 27,237
県たばこ税	15	
ゴルフ場利用税	91	
自動車税(環境性能割)	53,438	新車 41,627 中古車 11,811
自動車税(種別割)	1,481,773	乗用車 1,243,858 トラック 232,601 バス 5,314
鉱 区 税	52	試掘鉱区 14 採掘鉱区 37 砂鉱区 1
固定資産税	0	
核燃料税	1	
軽油引取税	263	元売業者 19 特約業者 244
狩 猟 税	4,794	第一種銃猟免許 895 網猟免許又はわな猟免許 466 軽減税率等が適用される者 3,380 第二種銃猟免許 50

- (注) 1. 不動産取得税及び鉱区税は件数により、自動車税環境性能割及び自動車税種別割(令和6年4月1日現在)は台数によった。
2. 利子割県民税は、令和6年3月末現在の課税状況調の特別徴収義務者数及び営業所数によった。
3. ゴルフ場利用税及び軽油引取税は、令和6年2月末現在の課税状況調の施設数(店舗数)によった。
4. 県たばこ税は申告(手持品課税に係るものを除く。)のあった者の数によった。

2 歳出還付額実績調

年 度	予 算 額	決 算 額		A/B	前年対比	
		A	B		A	B
	千円	千円	千円	%	%	%
11	8,670,000	8,599,574	449,209,430	1.91	114.5	94.9
12	5,870,000	5,817,864	480,370,988	1.21	67.7	106.9
13	5,330,000	5,185,707	467,638,977	1.11	89.1	97.3
14	7,654,000	7,503,202	417,604,850	1.80	144.7	89.3
15	5,498,000	4,828,103	425,358,491	1.14	64.3	101.8
16	6,477,000	5,588,575	437,669,525	1.31	115.8	102.8
17	4,318,000	4,125,947	456,541,993	0.90	73.8	104.3
18	5,961,000	5,830,633	488,150,381	1.28	141.3	106.9
19	5,941,759	5,870,865	566,904,890	1.04	100.7	116.1
20	7,095,000	6,925,576	541,183,143	1.28	118.0	95.5
21	23,101,000	23,044,154	417,802,239	5.52	332.7	77.2
22	3,142,803	3,034,411	401,697,415	0.76	13.2	96.1
23	3,144,000	3,106,921	397,862,450	0.78	102.4	99.0
24	2,991,686	2,959,009	406,286,459	0.73	95.2	102.1
25	3,365,000	3,332,374	423,214,194	0.79	112.6	104.2
26	3,606,000	2,624,591	447,768,940	0.59	78.8	105.8
27	5,000,000	4,911,114	488,267,775	1.01	187.1	109.0
28	3,800,000	3,731,742	490,330,810	0.76	76.0	100.4
29	3,300,000	3,150,403	498,980,968	0.63	84.4	101.8
30	3,300,000	3,124,327	483,849,829	0.65	99.2	97.0
元	3,700,000	3,573,748	472,984,271	0.76	114.4	97.8
2	4,700,000	4,477,799	456,851,693	0.98	125.3	96.6
3	4,700,000	4,568,901	487,431,441	0.94	102.0	106.7
4	3,600,000	3,468,737	497,655,755	0.70	75.9	102.1
5	4,800,000	4,279,973	496,985,495	0.86	123.4	99.9

3 ゴルフ場利用税交付金の市町別内訳

(単位：円)

市町名	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
総額	1,652,410,405	1,498,212,639	1,779,886,004	1,776,487,713	1,734,736,148
静岡市	24,571,082	23,478,365	24,529,886	25,039,942	23,950,233
浜松市	84,516,285	82,231,834	91,210,384	89,890,236	85,405,967
沼津市	96,794,459	90,739,705	101,241,175	103,363,890	99,895,425
熱海市	13,917,890	9,431,450	12,376,980	15,317,330	14,263,637
三島市	43,013,880	40,974,920	47,884,480	52,264,240	50,501,360
富士宮市	135,209,586	122,994,636	143,468,344	144,079,582	142,894,466
伊東市	70,939,469	57,584,327	74,025,226	81,021,972	84,514,779
島田市	17,446,274	13,843,304	14,629,334	17,681,684	16,841,124
富士市	66,826,151	62,266,377	75,381,533	79,050,060	75,647,577
磐田市	32,750,006	33,423,844	36,785,875	36,551,217	33,593,594
掛川市	69,441,500	67,906,679	73,180,221	71,274,077	66,079,411
藤枝市	23,010,994	23,749,144	26,339,984	27,552,944	27,651,697
御殿場市	168,212,231	155,779,145	190,759,604	188,597,941	188,517,520
袋井市	36,443,125	26,152,404	30,463,644	32,589,247	30,875,330
裾野市	77,485,653	55,950,320	99,440,523	82,744,892	79,548,580
湖西市	19,231,135	18,228,647	20,631,624	21,749,821	22,392,877
伊豆市	122,388,000	116,788,840	126,554,155	129,201,450	127,070,160
御前崎市	12,899,425	12,723,792	16,811,317	16,070,904	15,550,647
菊川市	46,688,246	46,251,888	54,138,194	53,690,987	52,112,401
伊豆の国市	94,109,680	90,676,600	95,611,040	98,499,800	101,106,880
牧之原市	22,070,160	21,307,720	21,599,200	21,259,840	20,794,480
東伊豆町	13,423,200	1,848,560	22,442,000	13,417,040	11,691,120
南伊豆町	7,614,320	5,755,120	4,609,360	3,085,880	3,355,520
函南町	42,170,520	35,929,600	53,151,840	52,436,440	49,103,600
長泉町	39,242,000	37,721,880	43,195,180	42,509,040	41,707,680
小山町	200,808,270	175,869,004	208,272,732	206,957,987	199,432,085
森町	71,186,864	68,604,534	71,152,169	70,589,270	70,237,998

4 自動車取得税交付金の市町別内訳

(単位：千円)

市町名	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
静岡市	470,494	0	0	0	32,696
浜松市	712,764	948	0	0	49,563
沼津市	94,492	0	0	0	6,028
熱海市	18,707	0	0	0	1,208
三島市	47,852	0	0	0	3,389
富士宮市	77,096	0	0	0	5,405
伊東市	30,389	0	0	0	2,192
島田市	67,955	0	0	0	4,741
富士市	126,601	0	0	0	8,267
磐田市	133,470	0	0	0	9,244
焼津市	76,351	0	0	0	5,511
掛川市	104,556	0	0	0	7,240
藤枝市	79,457	0	0	0	5,518
御殿場市	53,369	0	0	35	3,927
袋井市	76,886	0	0	0	5,361
下田市	12,289	0	0	0	797
裾野市	35,014	0	0	0	2,449
湖西市	43,513	0	0	0	3,020
伊豆市	36,289	0	0	0	2,504
御前崎市	35,776	653	0	0	2,296
菊川市	56,796	0	0	0	3,934
伊豆の国市	35,983	0	0	0	2,538
牧之原市	45,947	0	0	0	3,200
(市部計)	2,472,046	1,601	0	35	171,028
東伊豆町	9,935	0	0	0	688
河津町	8,374	0	0	0	580
南伊豆町	9,948	0	0	0	631
松崎町	5,043	0	0	0	348
西伊豆町	5,775	0	0	0	372
函南町	25,885	0	0	0	1,794
清水町	13,097	0	0	0	919
長泉町	20,814	0	0	0	1,549
小山町	20,044	0	0	0	1,429
吉田町	18,739	0	0	0	1,340
川根本町	7,866	0	0	0	565
森町	23,012	0	0	0	1,467
(町部計)	168,532	0	0	0	11,682
県合計	2,640,578	1,601	0	35	182,710

(注) 令和元年9月30日以前の自動車取得税の申告及び地方税法施行規則第9条の15に基づく錯誤があった場合の処理によるものである。

5 自動車税環境性能割交付金の市町別内訳

(単位：千円)

市町名	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
静岡市	171,152	344,301	340,213	437,760	500,862
浜松市	243,757	491,611	484,639	617,496	706,642
沼津市	27,067	54,370	53,570	60,748	69,529
熱海市	5,358	10,743	10,572	12,189	13,934
三島市	13,709	27,563	27,271	34,099	39,089
富士宮市	22,084	44,635	44,027	54,332	62,342
伊東市	8,703	17,509	17,225	21,217	25,283
島田市	19,465	39,100	38,592	47,532	54,675
富士市	32,511	73,490	72,647	83,072	95,352
磐田市	38,232	76,724	75,488	93,209	106,612
焼津市	21,870	43,899	43,227	55,567	63,565
掛川市	29,950	60,209	59,305	72,996	83,503
藤枝市	22,760	45,732	45,152	55,573	63,644
御殿場市	15,287	31,020	30,699	38,542	45,298
袋井市	22,024	44,419	43,728	53,602	61,828
下田市	3,519	7,061	6,940	8,035	9,184
裾野市	10,028	20,149	19,952	24,587	28,249
湖西市	12,464	25,094	24,729	28,351	34,834
伊豆市	10,393	20,856	20,526	25,296	28,811
御前崎市	10,247	20,678	20,362	25,182	26,476
菊川市	16,269	32,698	32,223	39,733	45,369
伊豆の国市	10,307	20,696	20,710	25,596	29,277
牧之原市	13,160	26,427	26,101	32,247	36,904
(市部計)	783,316	1,578,984	1,557,898	1,946,961	2,231,262
東伊豆町	2,843	5,714	5,625	6,938	7,934
河津町	2,339	4,806	4,747	5,847	6,692
南伊豆町	2,849	5,592	5,618	6,356	7,273
松崎町	1,443	2,897	2,863	3,517	4,016
西伊豆町	1,653	3,318	3,265	3,745	4,291
函南町	7,414	14,877	14,687	18,098	20,689
清水町	3,749	7,554	7,447	9,220	10,591
長泉町	5,959	11,966	11,783	15,610	17,864
小山町	5,740	11,662	11,524	14,322	16,483
吉田町	5,366	10,877	10,952	13,513	15,446
川根本町	2,252	4,520	4,631	5,714	6,515
森町	6,590	13,241	13,043	14,785	16,920
(町部計)	48,197	97,024	96,185	117,665	134,714
県合計	831,513	1,676,008	1,654,083	2,064,626	2,365,976

(注) 令和元年度分は、令和元年10月1日以降の自動車税環境性能割の申告によるものである。

6 地方消費税市町村交付金の市町別内訳

(単位：千円)

市町名	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
静岡市	13,188,786	16,032,388	17,435,205	18,139,413	18,009,046
浜松市	14,630,038	17,852,882	19,458,501	20,331,795	20,278,520
沼津市	3,748,926	4,536,775	4,914,420	5,067,896	4,996,128
熱海市	720,416	871,599	933,507	930,860	902,847
三島市	1,954,122	2,399,453	2,612,206	2,711,108	2,684,844
富士宮市	2,329,537	2,858,633	3,111,855	3,230,042	3,225,161
伊東市	1,213,579	1,490,157	1,615,103	1,654,740	1,628,311
島田市	1,726,940	2,124,194	2,311,431	2,393,346	2,372,557
富士市	4,605,521	5,608,027	6,106,084	6,368,778	6,330,548
磐田市	3,131,872	3,806,269	4,150,114	4,350,574	4,323,167
焼津市	2,505,783	3,069,749	3,341,731	3,472,026	3,454,975
掛川市	2,131,431	2,593,857	2,832,522	2,980,142	2,966,122
藤枝市	2,522,895	3,104,412	3,384,435	3,522,781	3,501,686
御殿場市	1,646,626	2,001,909	2,177,055	2,264,769	2,251,637
袋井市	1,550,205	1,896,999	2,082,924	2,218,839	2,241,736
下田市	433,516	525,882	559,975	547,633	530,510
裾野市	1,025,324	1,237,499	1,339,156	1,378,988	1,340,835
湖西市	1,180,495	1,420,791	1,537,555	1,585,940	1,580,509
伊豆市	562,730	689,371	737,851	728,925	709,457
御前崎市	598,473	730,029	789,779	807,757	800,051
菊川市	825,716	1,015,021	1,115,111	1,186,839	1,193,300
伊豆の国市	849,239	1,044,182	1,135,278	1,172,940	1,161,882
牧之原市	882,250	1,065,544	1,150,897	1,178,126	1,182,907
(市部計)	63,964,420	77,975,622	84,832,695	88,224,257	87,666,736
東伊豆町	226,953	278,001	298,165	296,444	290,248
河津町	129,235	158,795	171,494	173,786	169,686
南伊豆町	144,910	179,495	193,390	193,697	191,392
松崎町	119,855	147,546	157,437	153,618	147,408
西伊豆町	145,785	179,113	190,180	182,906	178,160
函南町	614,459	767,623	837,908	868,173	855,384
清水町	603,959	733,464	798,091	832,110	825,209
長泉町	798,517	969,166	1,062,092	1,130,229	1,118,646
小山町	371,671	450,215	486,258	496,867	505,876
吉田町	562,578	679,671	739,768	774,150	776,530
川根本町	130,482	159,548	169,399	163,372	160,947
森町	340,311	415,132	447,959	454,692	455,507
(町部計)	4,188,715	5,117,769	5,552,141	5,720,044	5,674,993
県合計	68,153,135	83,093,391	90,384,836	93,944,301	93,341,729

7 利子割交付金の市町別内訳

(単位：千円)

市町名	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
静岡市	102,766	101,653	77,425	54,612	46,615
浜松市	116,617	115,949	88,617	62,489	53,209
沼津市	28,359	27,871	21,032	14,683	12,434
熱海市	5,016	5,077	3,932	2,739	2,353
三島市	17,065	16,804	12,776	8,984	7,648
富士宮市	17,303	17,145	13,017	9,124	7,769
伊東市	7,106	7,027	5,321	3,721	3,163
島田市	12,157	12,046	9,195	6,478	5,515
富士市	35,946	35,734	27,338	19,310	16,498
磐田市	22,810	22,700	17,347	12,223	10,400
焼津市	17,870	17,693	13,488	9,492	8,090
掛川市	16,054	15,995	12,248	8,633	7,347
藤枝市	19,394	19,302	14,732	10,356	8,810
御殿場市	13,415	13,298	10,111	7,115	6,074
袋井市	11,513	11,527	8,859	6,258	5,330
下田市	2,164	2,105	1,582	1,108	947
裾野市	7,925	7,746	5,843	4,074	3,430
湖西市	8,485	8,424	6,446	4,530	3,829
伊豆市	3,196	3,163	2,398	1,663	1,380
御前崎市	4,284	4,259	3,226	2,235	1,861
菊川市	5,760	5,784	4,459	3,161	2,709
伊豆の国市	5,962	5,913	4,506	3,152	2,653
牧之原市	5,290	5,258	4,007	2,801	2,363
(市部計)	486,457	482,473	367,905	258,941	220,427
東伊豆町	1,073	1,067	812	568	477
河津町	647	634	476	333	285
南伊豆町	614	609	464	325	276
松崎町	522	504	373	256	216
西伊豆町	632	608	449	307	257
函南町	4,632	4,575	3,480	2,451	2,098
清水町	4,692	4,672	3,571	2,516	2,145
長泉町	7,453	7,467	5,742	4,079	3,517
小山町	2,617	2,583	1,961	1,372	1,161
吉田町	3,721	3,729	2,864	2,024	1,724
川根本町	612	596	450	313	264
森町	2,128	2,096	1,586	1,103	928
(町部計)	29,343	29,140	22,228	15,647	13,348
県合計	515,800	511,613	390,133	274,588	233,775

8 配当割交付金の市町別内訳

(単位：千円)

市町名	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
静岡市	477,035	433,138	657,473	610,165	721,650
浜松市	542,305	494,098	753,514	697,453	823,650
沼津市	131,599	118,635	178,149	163,667	192,313
熱海市	23,386	21,691	33,525	30,390	36,712
三島市	79,212	71,542	108,546	100,224	118,437
富士宮市	80,405	73,047	110,425	101,780	120,340
伊東市	33,058	29,914	45,134	41,479	49,003
島田市	56,480	51,325	78,179	72,302	85,394
富士市	167,014	152,338	232,447	215,692	255,545
磐田市	106,054	96,767	147,445	136,456	160,945
焼津市	83,037	75,368	114,632	105,916	125,317
掛川市	74,646	68,196	104,169	96,333	113,762
藤枝市	90,223	82,260	125,200	115,507	136,422
御殿場市	62,382	56,636	85,860	79,439	94,133
袋井市	53,580	49,175	75,421	69,858	82,534
下田市	10,036	8,953	13,413	12,381	14,700
裾野市	36,747	32,951	49,547	45,381	52,987
湖西市	39,416	35,915	54,818	50,510	59,200
伊豆市	14,837	13,482	20,331	18,497	21,256
御前崎市	19,939	18,147	27,357	24,846	28,708
菊川市	26,817	24,686	37,994	35,328	42,029
伊豆の国市	27,708	25,203	38,283	35,100	41,003
牧之原市	24,603	22,405	34,042	31,178	36,545
(市部計)	2,260,519	2,055,872	3,125,904	2,889,882	3,412,585
東伊豆町	4,999	4,545	6,907	6,325	7,388
河津町	3,009	2,703	4,045	3,739	4,439
南伊豆町	2,860	2,599	3,945	3,638	4,287
松崎町	2,424	2,141	3,149	2,868	3,354
西伊豆町	2,927	2,585	3,791	3,436	3,993
函南町	21,521	19,487	29,572	27,387	32,548
清水町	21,835	19,915	30,373	28,090	33,246
長泉町	34,710	31,852	48,912	45,641	54,619
小山町	12,148	11,007	16,652	15,309	17,965
吉田町	17,321	15,914	24,383	22,618	26,696
川根本町	2,837	2,542	3,817	3,511	4,099
森町	9,885	8,929	13,462	12,298	14,350
(町部計)	136,476	124,219	189,008	174,860	206,984
県合計	2,396,995	2,180,091	3,314,912	3,064,742	3,619,569

9 株式等譲渡所得割交付金の市町別内訳

(単位：千円)

市町名	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
静岡市	320,696	588,218	937,408	620,955	1,167,470
浜松市	365,602	671,146	1,075,377	709,041	1,332,331
沼津市	88,422	160,745	253,530	166,161	310,793
熱海市	15,825	29,606	47,936	30,688	59,828
三島市	53,244	96,987	154,806	101,837	191,643
富士宮市	54,136	99,171	157,312	103,398	194,758
伊東市	22,297	40,533	64,300	42,103	79,307
島田市	38,014	69,695	111,554	73,491	138,145
富士市	112,440	207,103	331,716	219,440	413,631
磐田市	71,471	131,525	210,359	138,731	260,258
焼津市	55,911	102,286	163,533	107,634	202,831
掛川市	50,312	92,726	148,686	97,904	184,036
藤枝市	60,855	111,744	178,601	117,331	220,728
御殿場市	42,051	76,841	122,409	80,776	152,395
袋井市	36,163	66,937	107,723	71,018	133,524
下田市	6,732	12,097	19,092	12,588	23,814
裾野市	24,656	44,587	70,554	46,025	85,517
湖西市	26,522	48,818	78,238	51,282	95,609
伊豆市	9,970	18,318	28,945	18,725	34,182
御前崎市	13,452	24,637	38,951	25,136	46,237
菊川市	18,104	33,635	54,297	35,950	68,098
伊豆の国市	18,654	34,234	54,590	35,595	66,187
牧之原市	16,584	30,432	48,548	31,607	59,048
(市部計)	1,522,113	2,792,021	4,458,465	2,937,416	5,520,370
東伊豆町	3,376	6,166	9,856	6,412	11,928
河津町	2,025	3,656	5,756	3,805	7,192
南伊豆町	1,926	3,531	5,626	3,697	6,934
松崎町	1,624	2,885	4,468	2,909	5,416
西伊豆町	1,959	3,484	5,375	3,480	6,441
函南町	14,485	26,432	42,173	27,853	52,731
清水町	14,728	27,057	43,347	28,551	53,813
長泉町	23,452	43,340	69,884	46,493	88,605
小山町	8,163	14,941	23,730	15,541	29,025
吉田町	11,688	21,673	34,815	23,007	43,173
川根本町	1,900	3,443	5,435	3,567	6,614
森町	6,650	12,104	19,173	12,463	23,162
(町部計)	91,976	168,712	269,638	177,778	335,034
県合計	1,614,089	2,960,733	4,728,103	3,115,194	5,855,404

10 軽油引取税交付金の市町別内訳

(単位：千円)

市名	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
静岡市	5,727,061	5,577,456	5,761,320	5,754,349	6,311,930
浜松市	5,727,061	5,610,655	5,761,320	5,754,349	6,244,781

11 租税負担率及び1人当たり租税負担額調

(全 国)

年 度	人 口	国 民 所 得	租 税 負 担 額		
			国 税	地 方 税	計
	千人	億円	億円	億円	億円
16	127,787	3,885,761	481,029	335,388	816,417
17	127,768	3,881,164	522,905	348,044	870,949
18	127,901	3,949,897	541,169	365,062	906,231
19	128,033	3,948,132	526,558	402,668	929,226
20	128,084	3,643,680	458,309	395,585	853,894
21	128,032	3,527,011	402,433	351,830	754,263
22	128,057	3,646,882	437,074	343,163	780,237
23	127,834	3,574,735	451,754	341,714	793,468
24	127,593	3,581,562	470,492	344,608	815,100
25	127,414	3,725,700	512,274	353,743	866,017
26	127,237	3,766,776	578,492	367,855	946,347
27	127,095	3,926,293	599,694	390,986	990,680
28	127,042	3,922,939	589,563	393,924	983,487
29	126,919	4,006,215	623,803	399,044	1,022,847
30	126,749	4,030,991	642,241	407,514	1,049,755
1	126,555	4,024,792	621,751	412,115	1,033,866
2	126,146	3,759,980	649,330	408,256	1,057,586
3	125,502	3,957,723	718,811	424,089	1,142,900
4	124,947	4,089,538	763,377	440,552	1,203,929
5	121,193	4,316,000	747,286	440,552	1,187,838

資料「令和6年度地方税に関する参考計数資料」総務省自治税務局編（5年度は実績見込）

(注) 1 人口は「人口推計年報」総務省統計局編による各年10月1日現在の数値であり、12年度、17年度、22年度、27年度、令和2年度分は国勢調査による。

2 租税負担率はそれぞれ算出し四捨五入しているため、その合計は必ずしも租税総額とは同率ではない場合がある。

(本 県)

年 度	人 口	県 民 所 得	租 税 負 担 額		
			都 道 府 県 税	市 町 村 税	計
	千人	億円	百万円	百万円	百万円
16	3,791	129,314	437,670	585,783	1,023,453
17	3,792	131,334	456,542	603,084	1,059,626
18	3,793	133,035	488,150	618,120	1,106,270
19	3,797	132,504	566,905	670,675	1,237,580
20	3,798	123,097	541,183	671,838	1,213,021
21	3,788	112,034	417,802	632,470	1,050,272
22	3,765	117,530	401,697	622,820	1,024,517
23	3,749	118,315	397,862	623,752	1,021,614
24	3,735	118,006	406,286	618,157	1,024,443
25	3,723	119,155	423,214	625,280	1,048,494
26	3,705	119,418	447,769	641,651	1,089,420
27	3,700	122,083	488,268	629,817	1,118,085
28	3,688	122,502	490,331	630,902	1,121,233
29	3,675	124,227	498,981	638,016	1,136,997
30	3,659	125,569	483,850	671,303	1,155,153
1	3,644	122,738	472,984	676,339	1,149,323
2	3,635	113,983	456,852	661,487	1,118,339
3	3,608	116,984	487,431	648,778	1,136,209
4	3,582	128,282	497,656	668,414	1,166,070
5	3,554	131,461	496,985	675,627	1,172,612

資料「令和5年度静岡県の県民経済計算速報」県データ活用推進課編

「令和5年度市町村税徴収実績調」県市町村財政課編

人口は「推計人口年報」県統計調査課編による各年10月1日現在の数値であり、12年度、17年度、22年度、27年度分、令和2年度は国勢調査による。

国民所得に対する租税負担率			1人当たり租税負担額		
国 税	地方税	計	国 税	地方税	計
%	%	%	円	円	円
12.4	8.6	21.0	376,430	262,459	638,889
13.5	9	22.5	409,261	272,403	681,664
13.7	9.2	22.9	423,116	285,425	708,541
13.3	10.2	23.5	411,267	314,503	725,771
12.6	10.9	23.5	357,819	308,848	666,667
11.4	10	21.4	314,322	274,798	589,121
12	9.4	21.4	341,312	267,977	609,289
12.6	9.6	22.2	353,391	267,311	620,702
13.1	9.6	22.7	368,744	270,084	638,828
13.7	9.5	23.2	402,055	277,633	679,687
15.4	9.8	25.2	454,657	289,110	743,767
15.3	10	25.3	471,847	307,633	779,480
15.1	10	25.1	464,069	310,074	774,143
15.6	10	25.6	491,497	314,408	805,905
16	10.1	26.1	506,703	321,513	828,216
15.5	10.3	25.8	491,289	325,641	816,930
17.3	10.9	28.2	514,745	323,638	838,383
18.2	10.7	28.9	572,749	337,914	910,663
18.7	10.8	29.5	610,961	352,591	963,552
17.3	10.2	27.5	616,608	363,513	980,121

県民所得に対する租税負担率			1人当たり租税負担額		
都道府県税	市町村税	計	都道府県税	市町村税	計
%	%	%	円	円	円
3.4	4.5	7.9	115,450	154,519	269,969
3.5	4.6	8.1	120,396	159,041	279,437
3.7	4.6	8.3	128,698	162,963	291,661
4.3	5.1	9.3	149,303	176,633	325,936
4.4	5.5	9.9	142,492	176,893	319,384
3.7	5.6	9.4	110,296	166,967	277,263
3.4	5.3	8.7	106,692	165,424	272,116
3.4	5.3	8.6	106,125	166,378	272,503
3.4	5.2	8.7	108,778	165,504	274,282
3.6	5.2	8.8	113,676	167,951	281,626
3.7	5.4	9.1	120,855	173,185	294,040
4.0	5.2	9.2	131,964	170,221	302,185
4.0	5.2	9.2	132,953	171,069	304,022
4.0	5.1	9.2	135,777	173,610	309,387
3.9	5.3	9.2	132,236	183,466	315,702
3.9	5.5	9.4	129,798	185,603	315,401
4.0	5.8	9.8	125,681	181,977	307,659
4.2	5.5	9.7	135,097	179,817	314,914
3.9	5.2	9.1	138,932	186,604	325,536
3.8	5.1	8.9	139,838	190,103	329,942

12 県税に係る税率等の推移

税 目				年 度							
				昭和25年度	26	27	28	29	30	31	
道 府 民 税	道 府 県 民 税	税 率	個 人					(創設) 年 均等割 100 円 所得割 所得税 の5%		所得割 5.5%	
			法 人					(創設) 年 均等割 600 円 法人税割 法人税 額の5%	法人税割 5.4%		
	事 業 税	個 人	事業主 控除等	免 税 点 25,000 円		基礎控除 年 38,000 円	基礎控除 年 50,000 円	基礎控除 年 70,000 円	基礎控除 年 100,000 円	基礎控除 年 120,000 円	
			税 率	第1種事業 12% 第2種事業 8% 特別所得税 第1種業務 6.4% 第2種業務 8%				第1種事業 8% 第2種事業及び 第3種事業 6% 助産婦業務 4%			
		その他					特別所得税を事業 税率第3種事業と した。	クリーニ ング業の 追加			
		法 人	税 率	普通法人 12% 特別法人 8% 収入金額課税法人 1.6%				普通法人 年50万円以下 10% 年50万円超 及び清算所得12% 収入金額課税法人 1.5%			
	人	その他		申告納 付制度 採用			生命保険事業を収 入金額課税とし、 運送業（鉄軌道事 業を除く。）を所 得課税とした。	損害保険 事業を収 入金額課 税とした。			
	不 動 産 取 得 税							(創設) 税 率 3%	(免税点) 土地 1万円 家屋(建築) 10万円 家屋(そ の他) 5万円		
		道府県たばこ税 (道府県たばこ 消費税)						(創設) 税 率 $\frac{5}{115}$		税率8%	

32	33	34	35	36	37	38	39
所得割 6%	所得割 7.5%	所得割 8%			所得割 150万円以下 2% 150万円超 4%		
		基礎控除 年 200,000円		事業主控 除と名称 変更			事業主控除 年 220,000円
第1種事業課税 所得 年50万円以下 6%年50万円 超8%					第1種事業 5% 第2種事業 4% 第3種事業 5% 助産婦業等 3%		
公衆浴場業 (第三種事業)、 美容業の追加						不動産鑑定 業、印刷製 版業の追加	
普通法人 年50万円以下 8% 年100万円以下 10% 年100万円超 及び清算所得 12%		普通法人 年50万円以下 7% 年100万円以下 8% 年200万円以下 10% 年200万円超 及び清算所得 12% 特別法人 年50万円以下 7% 年50万円超及び 清算所得 8%			普通法人 年100万円以下 6% 年200万円以下 9% 年200万円超 及び清算所得 12% 特別法人 年100万円以下 6% 年100万円超及び 清算所得 8%		普通法人 年150万円以下 6% 年300万円以下 9% 年300万円超 及び清算所得 12% 特別法人 年150万円以下 6% 年150万円超及び 清算所得 8%
地方鉄軌道事業 を所得課税とし た。							
							(免税点) 土地 5万円 家屋(建築) 15万円 家屋(その他) 8万円
					税率 9% 課税標準の改正		

税 目		年 度		40	41	42	43	44	45
		個 人	法 人						
道	府 県 民 税	個 人			分割課税に係る所得割は等分の間算出税額の90%				
		法 人	法人税割 5.5%	法人税割 5.8%	均等割 (1) 資本の金額又は出資金額が1,000万円以下の法人等 年600円 (2) 資本の金額又は出資金額が1,000万円を超える法人 年1,000円			法人税割 5.6%	
	事 業 税	事 業 主 控 除 等	事業主控除 年 240,000円	事業主控除 年 250,000円	事業主控除 年 270,000円				事業主控除 年 320,000円
		税 率							
		人	その他				社会保険労務士業の追加		
	税	法 人	税 率						
			その他		農業組合法人の行う農業は非課税				
	不 動 産 取 得 税								
	道 府 県 た ば こ 税 (道 府 県 た ば こ 消 費 税)					税率 10.3%			

46	47	48	49	50	51
					均等割 年300円
			法人税割 5.2%		均等割 (1) 資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人及び保険業法に規定する相互会社 年額6,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額3,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が1千万円以下の法人等 年額1,800円 法人税割 6.2% 中小企業等については、税額の6.2分の1の額を控除する。
事業主控除 年 360,000円	事業主控除 年 600,000円	事業主控除 年 800,000円	事業主控除 年 1,500,000円	事業主控除 年 1,800,000円	事業主控除 年 2,000,000円
			普通法人 年300万円以下 6% 年600万円以下 9% 年600万円超及び清算所得 12% 特別法人 年300万円以下 6% 年300万円超及び清算所得 8%	普通法人 年350万円以下 6% 年700万円以下 9% 年700万円超及び清算所得 12% 特別法人 年350万円以下 6% 年350万円超及び清算所得 8%	
		(免税点) 土地 10万円 家屋(建築) 23万円 家屋(その他) 12万円			

税 目		年 度		52	53	54	55	56		
		個 人	法 人				均等割 年 500円			
道 府 県 民 税	道 府 県 民 税	税 率	個 人				均等割 年 500円			
			法 人	均等割 (1) 資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人及び保険業法に規定する相互会社 年額 20,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 6,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が1千万円以下の法人等 年額 2,000円	均等割 資本の金額又は出資金額（保険業法に規定する相互会社にあつては純資産額とする。(1)から(4)まで同じ。)が (1) 50億円を超える法人 年額20万円 (2) 10億円を超え50億円以下の法人 年額10万円 (3) 1億円を超え10億円以下の法人 年額2万円 (4) 1千万円を超え1億円以下の法人 年額6千円 (5) 前各号に掲げる法人以外の法人 年額2千円			均等割の税率適用基準の改正 資本の金額 (資本の金額又は出資金額と資本積立金額との合計額（保険業法に規定する相互会社にあつては純資産額）をいう。) 法人税割 6% 中小法人等については税額の6分の1の額を控除する		
	府 県 民 税	事 業 税	個 人	事業主 控除等	事業主控除 年 2,200,000円					
				税 率						
		業 税	人	その他					不動産貸付業、 駐車場業、コン サルタント業、 デザイン業の追 加	
				法 人			普通法人 年350万円以下 6.6% 年700万円以下 9.9% 年700万円超及び清算 所得 13.2% 特別法人 年350万円以下 6.6% 年350万円超及び清算 所得 8.8% 収入金額課税法人 1.65% 中小法人については 税額の11分の1の額 を控除する。			
			税 率	その他						
				その他						
				その他						
				その他						
不 動 産 取 得 税							税率 4% 56年7月1日か ら61年6月30日 までの住宅に係 る税率は3%			
道 府 県 た ば こ 税 (道 府 県 た ば こ 消 費 税)										

57	58	59	60	61	62
			均等割 年 700 円		
	均等割 資本の金額又は出資金額と資本積立金額との合計額（保険業法に規定する相互会社にあつては純資産額とする。）が (1)から(4)まで同じ。)が (1) 50 億円を超える法人 年額30 万円 (2) 10 億円を超え50 億円以下の法人 年額20 万円 (3) 1 億円を超え10 億円以下の法人 年額4 万円 (4) 1 千万円を超え1 億円以下の法人 年額1 万2 千円 (5) 前各号に掲げる法人以外の法人 年額4 千円	均等割 資本の金額又は出資金額と資本積立金額との合計額（保険業法に規定する相互会社にあつては純資産額とする。）が (1)から(4)まで同じ。)が (1) 50 億円を超える法人 年額75 万円 (2) 10 億円を超え50 億円以下の法人 年額50 万円 (3) 1 億円を超え10 億円以下の法人 年額10 万円 (4) 1 千万円を超え1 億円以下の法人 年額3 万円 (5) 前各号に掲げる法人以外の法人 年額1 万円	法人税割 5% (S61. 2. 1)		
			事業主控除 年 2,400,000 円		
			新聞業等7 事業に係る非課税措置の廃止経過措置 (S61~H6)		
			新聞業等7 事業に係る非課税措置の廃止経過措置 (S61~H6)		
				住宅に係る税率の特例措置について平成元年6 月30 日まで3 年間延長	
			税率 従価割8.1% 従量割1,000 本につき200 円 課税標準の改正	税率 従価割(小売定価-売渡本数×1 円)×8.1% 従量割1,000 本につき360 円 (S61. 5. 1~S63. 3. 31)	

税目		年度		63	平成元年度	2	3	4			
		63	平成元年度								
道	府	道	府	民	税	率	個人	所得割(1)130万円以下 2% 130万円超 3% 260万円以下 4% 260万円超 4% (2)株式等に係る譲渡 所得等に対する税 率 2%	所得割 500万円以下 2% 500万円超 4%	所得割 550万円 以下 2%	550万円 超 4%
							法人				
							利子割	(創設) 支払を受けるべき利子等の 額の5% 4月1日施行			
県	業	事	業	税	率	人	事業主 控除等				
							税 率				
							その他				
							法人	普通法人 年350万円以下 6.42% 年700万円以下 9.63% 年700万円超及び 清算所得 12.84% 特別法人 年350万円以下 6.42% 年350万円超及び 清算所得 8.56% ただし中小法人は 標準税率とする。 収入金額課税法人 1.605%			
税	業	事	業	税	率	人	その他				
							不動産取得税		住宅に係る税率の特例措 置について、平成4年6 月30日まで3年間延長		住宅に係る税率 の特例措置につ いて、平成7年 6月30日まで3 年間延長
税	業	事	業	税	率	人	道府県たばこ税 (道府県たばこ 消費 税)	税率等の特例措置の適用期限 を元年3月31日まで延長 (附則第12条の2、第30条 の3関係)	名称を道府県たばこ税に 変更、従価割を廃止 紙巻たばこ等1,000本に つき1,129円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき536円		

5	6	7	8
	特別減税 所得割の20%（最高20万円）を減額	所得割 700万円以下 2% 700万円超 4% 特別減税 所得割の15%（最高2万円）を減額	均等割 年 1,000円 特別減税 所得割の15%（最高2万円）を減額
	均等割 資本の金額又は出資金額と資本積立金額との合計額（保険業法に規定する相互会社にあつては純資産額とする。（1）から（4）まで同じ。）が (1) 50億円を超える法人 年額80万円 (2) 10億円を超え50億円以下の法人 年額54万円 (3) 1億円を超え10億円以下の法人 年額13万円 (4) 1千万円を超え1億円以下の法人 年額5万円 (5) 前各号に掲げる法人以外の法人 年額2万円		
事業主控除 年2,700,000円			
	普通法人 年350万円以下 6.30% 年700万円以下 9.45% 年700万円超及び清算所得 12.60% 特別法人 年350万円以下 6.30% 年350万円超及び清算所得 8.40% 収入金額課税法人 1.575% ただし中小法人は標準税率とする。		
	宅地及び宅地比準土地の取得が平成6年中に行われた場合については課税標準を価格の2分の1、平成7年及び8年中に行われた場合については、課税標準の3分の2とする特例措置が講じられた。	住宅に係る税率の特例措置について、平成10年6月30日まで3年間延長	宅地及び宅地比準土地の取得が平成8年中に行われた場合においては、課税標準を価格の2分の1とする特例措置を講ずる。

税目		年度		9	10	11			
		9	10				11		
府	道	府	県	民	税	個人	所得割 700万円以下 2% 700万円超 3%	特別減税（個人住民税） （当初）（追加）（合計） 本人 8,000円 9,000円 17,000円 控除対象 配偶者又は 4,000円 4,500円 8,500円 扶養親族 （1人につき）	定率による税額控除（個人住民税） 所得割の15%（最高4万円）を 減額
						法人			
						利子割			
						配当割			
						株式等 譲渡 所得割			
	業	事	業	人	事業主 控除等			事業主控除 年 2,900,000円	
					税 率				
					その他				
		法	人	税 率	普通法人 年400万円以下 5.88% 年800万円以下 8.82% 年800万円超及び清算所得 11.55% 特別法人 年400万円以下 5.88% 年400万円超及び清算所得 7.875% 収入金額課税法人 1.575% ただし中小法人等は $\frac{100}{105}$ を乗じ た標準税率とする。	普通法人 年400万円以下 5.25% 年800万円以下 7.665% 年800万円超及び清算所得 10.08% 特別法人 年400万円以下 5.25% 年400万円超及び清算所得 6.93% 収入金額課税法人 1.365% ただし中小法人等は $\frac{100}{105}$ を乗じ た標準税率とする。			
					その他				
税	不	動	産	取	得	税	宅地及び宅地比準土地の取 得が平成9年1月1日から 平成11年12月31日までに 行われた場合においては、課税 標準を価格の2分の1とす る特例措置を講ずる。	住宅及び住宅用土地に係る税率 等の特例措置について、平成13 年6月30日まで3年間延長	新築特例適用住宅用土地等に 係る特例措置の土地取得後住宅 新築までの経過年数の緩和 H11.4.1～H13.6.30までの土地 取得→3年以内
							道府県たばこ税 （道府県たばこ 消費税）	税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 692円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 329円	税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 868円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 413円

12	13	14	15	16
			(創設) 支払を受けるべき特定配当等の額の3% 平成16年1月1日施行	
			(創設) 特定株式等譲渡所得金額の3% 平成16年1月1日施行	
				(創設) 外形標準課税対象法人 付加価値額 0.504% 資本等の金額 0.21% 年400万円以下 3.99% 年800万円以下 5.775% 年800万円超及び 清算所得 7.56%
特定信託に対する課税措置 の創設 (11月30日より施行)				
宅地及び宅地比準土地の取得が平成12年1月1日から平成14年12月31日までに行われた場合においては課税標準を価格の2分の1とする特例措置を講ずる。	住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成16年6月30日まで3年間延長		不動産の取得が平成15年4月1日から平成18年3月31日までに行われた場合においては税率を一律3%とする特例措置を講ずる。宅地及び宅地比準土地に係る課税標準の特例について、平成17年12月31日まで3年間延長	
			税率 紙巻たばこ 1,000本につき 969円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 461円	

税目		年度		17	18							
		17	18									
道	府	道	府	県	民	税	個人	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者特別控除の上のせ適用の廃止 生計同一の妻に対する非課税措置の廃止 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者非課税措置の廃止 定率減税による所得割の税額控除の15%（4万円上限）を7.5%（2万円上限）に縮減 森林づくり県民税創設 400円/年 			
							法人		<ul style="list-style-type: none"> 森林づくり県民税創設 均等割の5%を超過課税 			
							利子割					
							配当割					
							株式等譲渡所得割					
	税	事	業	業	業	業	業	個人	事業主			
								個人	税率			
		業	業	業	業	業	業	業	法人			
									業	税率		
									業	その他		
税	業	業	業	業	業	業	業					
							業	その他				
道	府	県	民	税	業	業	業					
							業	税率				
道	府	県	民	税	業	業	業					
							業	税率				
道	府	県	民	税	業	業	業					
							業	税率				
道	府	県	民	税	業	業	業					
							業	税率				
道	府	県	民	税	業	業	業					
							業	税率				
道	府	県	民	税	業	業	業					
							業	税率				
道	府	県	民	税	業	業	業					
							業	税率				
道	府	県	民	税	業	業	業					
							業	税率				
道	府	県	民	税	業	業	業					
							業	税率				
道	府	県	民	税	業	業	業					
							業	税率				
道	府	県	民	税	業	業	業					
							業	税率				
道	府	県	民	税	業	業	業					
							業	税率				
道	府	県	民	税	業	業	業					
							業	税率				
道	府	県	民	税	業	業	業					
							業	税率				
道	府	県	民	税	業	業	業					
							業	税率				
道	府	県	民	税	業	業	業					
							業	税率				
道	府	県	民	税	業	業	業					
							業	税率				
道	府	県	民	税	業	業	業					
							業	税率				
道	府	県	民	税	業	業	業					
							業	税率				
道	府	県	民	税	業	業	業					
							業	税率				
道	府	県	民	税	業	業	業					
							業	税率				
道	府	県	民	税	業	業	業					
							業	税率				
道	府	県	民	税	業	業	業					
							業	税率				
道	府	県	民	税	業	業	業					
							業	税率				
道	府	県	民	税	業	業	業					
							業	税率				
道	府	県	民	税	業	業	業					
							業	税率				
道	府	県	民	税	業	業	業					
							業	税率				
道	府	県	民	税	業	業	業					
							業	税率				
道	府	県	民	税	業	業	業					
							業	税率				
道	府	県	民	税	業	業	業					
							業	税率				
道	府	県	民	税	業	業	業					
							業	税率				
道	府	県	民	税	業	業	業					
							業	税率				
道	府	県	民	税	業	業	業					
							業	税率				
道	府	県	民	税	業	業	業					
							業	税率				
道	府	県	民	税	業	業	業					
							業	税率				
道	府	県	民	税	業	業	業					
							業	税率				
道	府	県	民	税	業	業	業					
							業	税率				
道	府	県	民	税	業	業	業					
							業	税率				
道	府	県	民	税	業	業	業					
							業	税率				
道	府	県	民	税	業	業	業					
							業	税率				
道	府	県	民	税	業	業	業					
							業	税率				
道	府	県	民	税	業	業	業					
							業	税率				
道	府	県	民	税	業	業	業					
							業	税率				
道	府	県	民	税	業	業	業					
							業	税率				
道	府	県	民	税	業	業	業					
							業	税率				
道	府	県	民	税	業	業	業					
							業	税率				
道	府	県	民	税	業	業	業					
							業	税率				
道	府	県	民	税	業	業	業					
							業	税率				
道	府	県	民	税	業	業	業					
							業	税率				
道	府	県	民	税	業	業	業					
							業	税率				
道	府	県	民	税	業	業	業					
							業	税率				
道	府	県	民	税	業	業	業					
							業	税率				
道	府	県	民	税	業	業	業					
							業	税率				
道	府	県	民	税	業	業	業					
							業	税率				
道	府	県	民	税	業	業	業					
							業	税率				
道	府	県	民	税	業	業	業					
							業	税率				
道	府	県	民	税	業	業	業					
							業	税率				
道	府	県	民	税	業	業	業					
							業	税率				
道	府	県	民	税	業	業	業					
							業	税率				
道	府	県	民	税	業	業	業					
							業	税率				
道	府	県	民	税	業	業	業					
							業	税率				
道	府	県	民	税	業	業	業					
							業	税率				
道	府	県	民	税	業	業	業					
							業	税率				
道	府	県	民	税	業	業	業					
							業	税率				
道	府	県	民	税	業	業	業					
							業	税率				
道	府	県	民	税	業	業	業					
							業	税率				
道	府	県	民	税	業	業	業					
							業	税率				
道	府	県	民	税	業	業	業					
							業	税率				
道	府	県	民	税	業	業	業					
							業	税率				
道	府	県	民	税	業	業	業					
							業	税率				
道	府	県	民	税	業	業	業					
							業	税率				
道	府	県	民	税	業	業	業					
							業	税率				
道	府	県	民	税	業	業	業					
							業	税率				
道	府	県	民	税	業	業	業					
							業	税率				
道	府	県	民	税	業	業	業					
							業	税率				
道	府	県	民	税	業	業	業					
							業	税率				
道	府	県	民	税	業	業	業					
							業	税率				
道	府	県	民	税	業	業	業					
							業	税率				
道	府	県	民	税	業	業	業					
							業	税率				
道	府	県	民	税	業	業	業					
							業	税率				
道	府	県	民	税	業	業	業					
							業	税率				
道	府	県	民	税	業	業	業					
							業	税率				
道	府	県	民	税	業	業	業					
							業	税率				
道	府	県	民	税	業	業	業					
							業	税率				
道	府	県	民	税	業	業	業					
							業	税率				
道	府	県	民	税	業	業	業					
							業	税率				
道	府	県	民	税	業	業	業					
							業	税率				
道	府	県	民	税	業	業	業					
							業	税率				
道	府	県										

19	20																		
<ul style="list-style-type: none"> ・定率減税の廃止 ・所得税からの税源移譲 (税率2%又は3%が一率4%) ・分離課税の税率割合の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと納税制度の創設 																		
	<table border="0"> <tr> <td>資本金1億円以下の普通法人</td> <td>外形標準課税対象法人</td> </tr> <tr> <td>年400万円以下 2.95(2.7)%</td> <td>(所得割)</td> </tr> <tr> <td>年800万円以下 4.365(4.0)%</td> <td>年400万円以下 1.69%</td> </tr> <tr> <td>年800万円超及び清算所得 5.78(5.3)%</td> <td>年800万円以下 2.475%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年800万円超及び清算所得 3.26%</td> </tr> <tr> <td>特別法人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年400万円以下 2.95(2.7)%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年400万円超及び清算所得 3.93(3.6)%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>収入金額課税法人 0.765(0.7)%</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">ただし、中小法人等は（ ）内の税率を適用</p>	資本金1億円以下の普通法人	外形標準課税対象法人	年400万円以下 2.95(2.7)%	(所得割)	年800万円以下 4.365(4.0)%	年400万円以下 1.69%	年800万円超及び清算所得 5.78(5.3)%	年800万円以下 2.475%		年800万円超及び清算所得 3.26%	特別法人		年400万円以下 2.95(2.7)%		年400万円超及び清算所得 3.93(3.6)%		収入金額課税法人 0.765(0.7)%	
資本金1億円以下の普通法人	外形標準課税対象法人																		
年400万円以下 2.95(2.7)%	(所得割)																		
年800万円以下 4.365(4.0)%	年400万円以下 1.69%																		
年800万円超及び清算所得 5.78(5.3)%	年800万円以下 2.475%																		
	年800万円超及び清算所得 3.26%																		
特別法人																			
年400万円以下 2.95(2.7)%																			
年400万円超及び清算所得 3.93(3.6)%																			
収入金額課税法人 0.765(0.7)%																			
	<p>平成20年10月1日以降に開始する事業年度から事業税（所得割、収入割）の税率が引き下げられ、地方法人特別税（国税）が創設。</p>																		

税 目		年 度		21	22					
道	府	道	府	民	税	個人				
						法人				
						利子割				
						配当割				
						株式等譲渡所得割				
	県	事	業	業	人	税	事業主控除等			
							税率			
							その他			
		人	業	業	業	人	税	税率		
								その他		平成 22 年 10 月 1 日以降の解散から清算所得課税が廃止され、通常の所得課税。
不動産取得税				住宅及び土地に係る税率の特例措置について、平成 24 年 3 月 31 日まで延長。 宅地及び宅地比準土地に係る課税標準の特例措置について、平成 24 年 3 月 31 日まで延長。						
道府県たばこ税 (道府県たばこ消費税)				税率 紙巻たばこ 1,000 本につき 1,504 円 旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 716 円						

23	24	25
	<ul style="list-style-type: none"> ・扶養親族のうち年齢16歳未満の者に係る扶養控除を廃止 ・特定扶養親族のうち年齢16歳以上19歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分を廃止 ・退職所得に係る10%税額控除の廃止 (平成25年1月1日以後に支払を受けるべき退職手当等) 	
		税率5% (平成26年1月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等)
		税率5% (平成26年1月1日以後に支払を受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等)
	住宅及び土地に係る税率の特例措置について、平成27年3月31日まで延長。 宅地及び宅地比準土地に係る課税標準の特例措置について、平成27年3月31日まで延長。	
		税率(平成25年4月1日以降) 紙巻たばこ 1,000本につき860円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき411円

税目		年度	26			
道	府	道府県民税	個人	・ 防災・減災のための臨時特例 均等割 500 円加算（平成 26 年度～令和 5 年度）		
			法人	法人税割 3.2% 平成 26 年 10 月 1 日以降に開始する事業年度から法人県民税法人税割の税率の引き下げと併せて、 地方法人税（国税）が創設。		
			利子割			
			配当割			
			株式等譲渡所得割			
	県	事業	個人	事業主控除等		
				税率		
		業	法人	税率	資本金 1 億円以下の普通法人 年 400 万円以下 3.65(3.4)% 年 800 万円以下 5.465(5.1)% 年 800 万円超及び清算所得 7.18(6.7)%	外形標準課税対象法人 (所得割) 年 400 万円以下 2.39% 年 800 万円以下 3.475% 年 800 万円超及び清算所得 4.66%
				税率	特別法人 年 400 万円以下 3.65(3.4)% 年 400 万円超及び清算所得 4.93(4.6)%	
				税率	収入金額課税法人 0.965(0.9)%	
税	人	その他	平成 26 年 10 月 1 日以降に開始する事業年度から地方法人特別税（国税）の税率の引き上げと併せて、 事業税（所得割、収入割）の税率の引き上げ。			
		不動産取得税				
		道府県たばこ税 (道府県たばこ消費税)				

平成 28 年 1 月 1 日以後に支払いを受けるべき利子等に係る法人の利子割について廃止

資本金 1 億円以下の普通法人		外形標準課税対象法人	
年 400 万円以下	3.65(3.4)%	(所得割)	
年 800 万円以下	5.465(5.1)%	年 400 万円以下	1.79%
年 800 万円	7.18(6.7)%	年 800 万円以下	2.575%
		年 800 万円超及び清算所得	3.46%
特別法人		(付加価値割)	0.744%
年 400 万円以下	3.65(3.4)%	(資本割)	0.31%
年 400 万円超及び清算所得	4.93(4.6)%		
収入金額課税法人	0.965(0.9)%		
		ただし、中小法人等は () 内の税率を適用	

住宅及び土地に係る税率の特別措置について、平成 30 年 3 月 31 日まで延長。
宅地及び宅地比準土地に係る課税標準の特例措置について、平成 30 年 3 月 31 日まで延長。

税目		年度	28	
道	道府県民税	税率	個人	
			法人	
			利子割	
			配当割	
			株式等譲渡所得割	
府	事業主	個人	事業主控除等	
		税率		
	法人	税率	資本金1億円以下の普通法人 年400万円以下 3.65(3.4)% 年800万円以下 5.465(5.1)% 年800万円 7.18(6.7)% 特別法人 年400万円以下 3.65(3.4)% 年400万円超及び清算所得 4.93(4.6)% 収入金額課税法人 0.965(0.9)%	外形標準課税対象法人 (所得割) 年400万円以下 0.49% 年800万円以下 0.775% 年800万円超及び清算所得 1.06% (付加価値割) 1.224% (資本割) 0.51% ただし、中小法人等は()内の税率を適用
		その他		
税	不動産取得税			
道	道府県たばこ税 (道府県たばこ消費税)	税率 紙巻たばこ 1,000本につき860円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき481円(平成28年4月1日以降)		

税率	
紙巻たばこ	1,000本につき860円
旧3級品の紙巻たばこ	1,000本につき551円(平成29年4月1日以降)

税目		年度	30	
道	道府県民税	税率	個人 所得割 (政令市) 2% (政令市除く) 4%	
			法人	
			利子割	
			配当割	
			株式等譲渡所得割	
	府	事業人	個人	事業主 控除等
			税率	
			その他	
	県	業人	法人	税率
			その他	
不動産取得税		宅地及び土地に係る税率の特別措置について、令和3年3月31日まで延長。 宅地及び宅地比準土地に係る課税標準の特別措置について、令和3年3月31日まで延長。		
道府県たばこ税 (道府県たばこ消費税)		税率 紙巻たばこ 1,000本につき930円(平成30年10月1日以降) 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき656円(平成30年4月1日以降)		

令和元年度	
法人税割 1.0% (令和元年度 10 月 1 日以降に開始する事業年度) 令和元年 10 月 1 日からの消費税率引き上げと併せて、法人県民税法人税割の税率引き下げと地方法人税 (国税) の税率引き上げ	
平成 28 年 4 月 1 日から令和元年 9 月 30 日までに開始し、平成 31 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度	
(所得割)	外形標準課税対象法人
年 400 万円以下	0.395%
年 800 万円以下	0.635%
年 800 万円超	0.880%
(付加価値割)	1.260%
(資本割)	0.525%
令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までに開始する事業年度	
※中小法人等は () 内の税率を適用	
(所得割)	資本金 1 億円以下の普通法人 外形標準課税対象法人 (所得割) 特別法人
年 400 万円以下	3.750% (3.500%) 0.495% 年 400 万円以下 3.750% (3.500%)
年 800 万円以下	5.665% (5.300%) 0.835% 年 400 万円超
年 800 万円超	7.180% (7.000%) 1.180% 及び精算所得
(収入割)	収入金課税法人
	1.065% (1.000%)
令和元年 10 月 1 日以降に開始する事業年度から、地方法人特別税 (国税) の廃止と併せて事業税の税率 (所得割、収入割) の引き上げ。	
令和元年 10 月 1 日以降に開始する事業年度から、消費税の引き上げと併せて、特別法人事業税 (国税) が創設。	
税率	
紙巻たばこ	1,000 本につき 930 円
旧 3 級品の紙巻たばこ	1,000 本につき 930 円 (令和元年 10 月 1 日以降)

税目		年度		
道 府 民 税	道 府 民 税	個人		
		法人		
		利子割		
		配当割		
		株式等 譲渡 所得割		
	事 業 税	個 人	事業主 控除等	
			税率	
			その他	
	業 税	法 人	税率	令和2年4月1日から開始する事業年度 電気供給業のうち小売電気事業及び発電事業 <資本金1億円超の法人> (収入割) 0.815% (付加価値割) 0.370% (資本割) 0.150% <資本金1億円以下の法人> ※ 収入金額が年2億4千万円以下の法人は ()内の税率を適用 (収入割) 0.815% (0.750%) (所得割) 1.850% (1.850%)
			その他	
	不動産取得税			
	道府県たばこ税 (道府県たばこ 消費税)		税率 1,000本につき1,000円(令和2年10月1日以降)	

宅地及び土地に係る税率の特別措置について、令和6年3月31日まで延長。

宅地及び宅地比準土地に係る課税標準の特別措置について、令和6年3月31日まで延長。

税率

1,000本につき1,070円（令和3年10月1日以降）

税目		年度		
道府県民税	税率	個人		
		法人		
		利子割		
		配当割		
		株式等譲渡所得割		
	事業人	個人	事業主控除等	
			税率	
			その他	
	業人	法人	令和4年4月1日以後に開始する事業年度 外形標準課税対象法人 (所得割) 1.180% ※ 軽減税率の廃止 ガス供給業のうち、一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業 ※ 収入金額が年2億4千万円以下の法人は 0 内の税率を適用 (収入割) 1.065% (1.000%) ガス供給業のうち、特定ガス供給業を行う法人 ※ 収入金額が年2億4千万円以下の法人は 0 内の税率を適用 (収入割) 0.545% (0.480%) (付加価値割) 0.770% (資本割) 0.320% ※ その他のガス供給業は、所得等課税法人と同様の課税方式に変更	
		税	その他	
	不動産取得税			
	道府県たばこ税 (道府県たばこ消費税)			

30	31	32	33	34
		㊦㊧1人1日につき 300円、250円 200円、150円 100円		
			㊦課税対象となる 1人1回につき 50円、40円 30円、20円	
㊦課税対象となる ばちんこ場適用				
		1台につき月額 800円		
			㊦となる12等級4 等地1施設につき 月額400～8,150円	
				㊦となる
		削 除		

(ゴルフ場利用税つづき)

年度 税目					
		35	36	37	38
道 府 県 税	ゴルフ場	1人1日につき 400円、350円、 300円、250円、 200円、150円	1人1日につき 500円、450円、 400円、350円、 300円、250円、200円		
	ゴルフ場に 類する施設		㊦ベビーゴルフ場対 象となる。 $\frac{50}{105}$ (S36.4.30) ㊧となる。 1人1回につき50円 (S36.7.14)		
	ゴルフ練習場				
	ぱちんこ場 (類する施設)				
	スマート ボール場				
	まあじゃん場				
	たまつき場 (類する施設)				
	射的場 (類する施設)				
	ボーリング場		㊨課税対象となる $\frac{15}{100}$	$\frac{10}{100}$	
	カーサー キット場				
	アーチェリー場				
	室内射的場				
	舞踏場		$\frac{15}{100}$	$\frac{10}{100}$	
	つりぼり		削除		
	貸船場		削除		

39	40	41	42～45	46
		1人1日につき 750円、600円、500円、 400円、300円 ゴルフ場所在市町村に対して1/6交付		ゴルフ場所在市町村 に対して1/3交付
		㊦類する施設となる 1人1日につき 200円、150円、100円		
		}] 合併		
		}]		
㊦となる	㊦となる $\frac{10}{100}$			㊦となる 1台1ヶ月平均に よる点数制
		㊦課税対象となる $\frac{10}{100}$		

51	52	53~57	58	59	60	61	62
	1人1日につき 1,500円、1,400円 1,200円、1,000円、 800円、600円		1人1日につき 1,650円、1,500円 1,300円、1,100円、 900円、650円		1人1日につき 1,650円、1,300円、 1,100円、650円		
	1人1日につき 300円、250円、 150円						
	1人1日につき 80円、70円、 50円、40円						
	15等級4地域 1台につき月額 50円~340円		15等級4地域 1台につき月額 60円~370円				
	1卓につき月額 750円		1卓につき月額 830円				
	1卓につき月額 1,000円		1卓につき月額 1,100円				

非課税措置が追加された（国民体育大会のゴルフ競技・公式練習、国際競技大会のゴルフ競技・公式練習としての利用）。

税 目		年 度					
		昭和 25 年度	26	27	28	29	30
道		(遊興飲食税)				(免税点)	芸者の花代
		芸者の花代					30%
府		100%				大衆飲食店	花代を伴う遊興飲食
		カフェー・バー等		カフェー・バー等		1人1回 120円	15%
県		40%				甘味喫茶店	カフェー・バー等
		上記以外の飲食		上記以外の飲食		1人1回 100円	15%
税		20%				大衆旅館	上記以外の飲食
		宿 泊		宿 泊		1人1回 700円	1人1回 500円
		20%					以下 5%
				(免税点)			1人1回 500円
				大衆食堂等			超 10%
				1人1回			宿 泊
				100円以下			1人1泊1,000円
				1品価格			以下 5%
				50円以下			1人1泊1,000円超
							超 10%
							(免税点)
							1人1回
							200円以下
							食券食堂の1品の価
							格
							100円以下
							(基礎控除)
							1人1泊 500円
							公給領収証制度の採
							用

31	32	33~35	36	37	38~41	41
	芸者の花代、カフェー・ バー等 <p style="text-align: right;">15%</p> 宿泊及び上記以外の 飲食 <p style="text-align: right;">10%</p> (免税点) 飲食店 1人1回 300円以下 食券食堂 1品の価格 150円以下 宿泊1人1泊 800円以下		名称を料理飲食等消 費税に変更した。 (免税点) 飲食店 1人1回 500円以下 食券食堂 1品の価格 250円以下 宿泊1人1泊 1,000円以下	(税率) (1) 1人1回の消費 金額 3,000円超 <p style="text-align: right;">15%</p> 3,000円以下 <p style="text-align: right;">10%</p> (2) 旅館における宿 泊料金 (1泊につき2食 までの料金を含む。) <p style="text-align: right;">10%</p> (旅館における基礎 控除) 宿泊 1人1泊 <p style="text-align: right;">800円</p>		(免税点) 旅館 1人1泊 1,200円 飲食店等 1人1回 600円 チケット制食堂 1品 <p style="text-align: right;">300円</p> (奉仕料控除) 旅館及び飲食店等に おける特定の奉仕料(料 金の10%以下等)は課 税標準から控除するこ ととした。

(特別地方消費税つづき)

税 目		年 度		44	45	46	47	48	49	50
		42	43							
道	府			(免税点) 旅 館 1人1泊 1,600円		(免税点) 旅 館 1人1泊 1,800円		(免税点) 旅 館 1人1泊 2,400円	(旅館におけ る基礎控除) 1人1泊 1,500円	(免税点) 旅 館 1人1泊 3,400円
				飲食店等 1人1回 800円		飲食店等 1人1回 900円		飲食店等 1人1回 1,200円		
道	府			チケット制 食堂 1品 400円 (税率) 遊興飲食及び 宿泊並びにそ の他の利用行 為の料金 10%		チケット制 食堂 1品 450円 (旅館におけ る基礎控除) 1人1泊 1,000円		チケット制 食堂 1品 600円		チケット制 食堂 1品 850円
				特別地方 消費税 (料理飲食 等消費税、 遊興飲食 税)						
県										
税										

51	52	53	54～56	57	58	59～63
	(免税点) 旅 館 1人1泊 4,000円 飲食店等 1人1回 2,000円 チケット制食 堂 1品 1,000円	(旅館におけ る基礎控除) 1人1泊 2,000円		(免税点) 旅 館 1人1泊 5,000円 飲食店等 1人1回 2,500円	(旅館におけ る基礎控除) 1人1泊 2,500円	

(特別地方消費税つき)

年度		平成元年度	2	3	4~8
税目					
道	府	名称が特別地方消費税に変更された。 (税率) 1人1回の消費金額の3% (免税点) 遊興を含むすべての利用行為について適用 旅館 1人1泊 10,000円 料理店等 1人1回 5,000円 (旅館における基礎控除) 廃止 (奉仕料控除) 廃止 公給領収証制度の廃止		(免税点) 宿泊等1人1泊につき 15,000円 飲食等1人1回につき 7,500円 ・チケット制食堂における免税点の特例の廃止 ・市町村交付金制度の創設(交付率1/5) ・外国大使等への非課税措置(H3. 7. 1)	
県	税				

9	10	11
(交付金) 旅館、飲食店 等所在市町村 に対して2分 の1の範囲内 で交付		平成12年3月31日 をもって特別地方 消費税は廃止され る。

税 目		年 度						
		昭和25年度	26	27	28	29	30	31
道 府 県	自動車税	普通自動車 自家用 15,000円 営業用 10,000円 トラック及びバス 10,000円 小型自動車 四輪車 自家用 4,500円 その他 3,000円 三輪車 2,000円 二輪車 1,000円 軽自動車 500円			普通自動車 自家用 30,000円 営業用 14,000円 トラック 14,000円 バス観光用 25,000円 その他 14,000円 小型自動車 四輪車 自家用 7,200円 営業用 4,200円 三輪車 2,800円 二輪車 1,400円 軽自動車 700円	普通自動車 自家用 120吋以下 36,000円 120吋超 60,000円 営業用 120吋以下 15,000円 120吋超 30,000円 トラック 自家用 揮発油 15,000円 その他 23,000円 営業用 揮発油 14,000円 その他 21,000円 バス観光用 揮発油 30,000円 その他 45,000円 その他 揮発油 14,000円 その他 21,000円 小型自動車 四輪車 自家用 16,000円 営業用 8,000円 三輪車 自家用 4,300円 営業用 3,300円 二輪車 2,500円 軽自動車 1,500円		トラック及びバスについて「揮発油を燃料とする自動車」以外の税率を、「揮発油を燃料とする自動車」の標準税率まで引き下げた。
		軽油引取税						(創設) 税率 1kl 6,000円
		その他の税	附加価値税が創設され実施は昭和27年1月1日からとされた。 漁業権税 賃貸料の 10%	附加価値税の実施は昭和28年1月1日から延期された。 漁業権税は廃止された。 狩猟者税の税率が改正された。	附加価値税の実施は昭和29年1月1日から延期された。 狩猟者税の税率が改正された。	附加価値税は廃止された。	大規模償却資産に対する固定資産税の特例が創設された。	

32	33	34	35	36	37	38	39	40
	二輪小型自動車及び軽自動車を市町村税の軽自動車税とした。			普通自動車 自家用 3.048m以下 36,000円 3.048m超 60,000円 営業用 3.048m以下 15,000円 3.048m超 30,000円 トラック 15,000円 バス観光用 30,000円 その他 14,000円 小型自動車 四輪車 自家用 16,000円 営業用 8,000円 三輪車 3,800円	小型四輪車 自家用 1ℓ以下 12,000円 1ℓ超 1.5ℓ以下 14,000円 1.5ℓ超 16,000円 営業用 1ℓ以下 6,000円 1ℓ超 1.5ℓ以下 7,000円 1.5ℓ超 8,000円			普通自動車 自家用 3.048m以下 54,000円 3.048m超 90,000円 営業用 3.048m以下 22,500円 3.048m超 45,000円 小型自動車 四輪車 自家用 1ℓ以下 18,000円 1ℓ超 1.5ℓ以下 21,000円 1.5ℓ超 24,000円 観光貸切用 バス 45,000円
税率 1 kℓ 8,000円		税率 1 kℓ 10,400円		税率 1 kℓ 12,500円			税率 1 kℓ 15,000円	
	狩猟者税の税率が改正された。					狩猟免許税と目的税である入猟税が創設されこれに伴って狩猟者税は廃止された。		

(つづき)

税目		年度										
		41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51
道府県	自動車税							バス (標準 税率) 一般乗 合用 14,000 円 その他 30,000 円				普通自動車 自家用 3.048m以下70,000円 3.048m超117,000円 営業用 3.048m以下26,000円 3.048m超52,000円 四輪車以上の小型自動車 自家用 10以下23,500円 10超1.50以下 27,500円 1.50超31,500円 営業用 10以下7,000円 10超1.50以下 8,000円 1.50超9,000円 トラック 4トン超5トン以下 自家用20,000円 営業用17,500円 バス 自家用 乗車定員40人超50人 以下39,000円 営業用 一般乗合用・乗車定 員30人超40人以下 14,000円 一般乗合用以外のも の乗車定員40人超50 人以下34,500円 三輪の小型自動車 自家用5,000円 営業用4,400円
	軽油引取税											税率 1kℓ 19,500円
	その他の税	(鉱区税) 石油又は 天然ガスの 鉱区に係る 税率が現行 (試掘90円、 採掘180円) の2/3に引 き下げられ た。		自動車取得 税(目的税) が創設され 法定外普通 税としての 自動車取得 税が廃止さ れた。 税率 3% 免税点 10万円	自動車 取得税 免税点 15万円		狩猟免 許税、 入猟税 の税率 が引き 下げら れた。		自動車 取得税 の自 家用 自動車 の税率 5%免 税点 30万円			

52	53	54	55	56・57	58	59	60	61～63
		<p>普通自動車 自家用 3ℓ以下 71,000 円 3ℓ超 6ℓ以下 77,000 円 6ℓ超 129,000 円 営業用 3ℓ以下 24,000 円 3ℓ超 6 ℓ以下 26,000 円 6ℓ超 52,000 円</p> <p>四輪以上の 小型自動車 自家用 1ℓ以下 25,500 円 1ℓ超 1.5ℓ以下 30,000 円 1.5ℓ超 34,000 円</p> <p>トラック 自家用 4 トン超 5 トン以下 22,000 円</p> <p>バス 自家用 乗車定員 40 人超 50 人以下 42,500 円 営業用 一般乗合用以外の もの乗車定員 50 人 以下 36,000 円</p> <p>三輪の小型自動車 自家用 1 トン以下 5,500 円 1 トン超 8,300 円</p>				<p>普通自動車 自家用 3ℓ以下 81,500 円 3ℓ超 6ℓ以下 88,500 円 6ℓ超 148,500 円 営業用 3ℓ以下 25,000 円 3ℓ超 6ℓ以下 27,500 円 6ℓ超 54,500 円</p> <p>四輪以上の小型自動車 自家用 1ℓ以下 29,500 円 1ℓ超 1.5ℓ以下 34,500 円 1.5ℓ超 39,500 円 営業用 1ℓ以下 7,500 円 1ℓ超 1.5ℓ以下 8,500 円 1.5ℓ超 9,500 円 トラック 自家用 4 トン超 5 トン以下 25,500 円 営業用 4 トン超 5 トン以下 18,500 円 バス 自家用 乗車定員 40 人超 50 人以下 49,000 円 営業用 一般乗合用乗車定員 30 人 超 40 人以下 14,500 円 一般乗合用以外のもの乗車 定員 40 人超 50 人以下 38,000 円</p> <p>三輪の小型自動車自家用 1 トン以下 6,000 円 1 トン超 9,000 円 営業用 1 トン以下 4,500 円 1 トン超 6,800 円</p>		
		<p>税率 1 kℓ 24,300 円</p>						
<p>鉍区税、 狩猟免許 税、入猟 税の税率 が 2 倍に 引き上げ られた。</p>		<p>狩猟免許税が狩 猟者登録税に改め られた。</p>	<p>核燃料税 （法定外普 通税）が創 設された。</p> <p>納税義務者 発電用原子 炉の設置者 税率 核燃料の価 額の 5%</p>		<p>狩猟者登 録税、入 猟税、鉍 区税の税 率が引き 上げられ た。</p>		<p>核燃料税 （法定外普 通税）が更 新された。 納税義務者 発電用原子 炉の設置者 税率 核燃料の価 額の 7%</p>	

税 目		年 度		2	3~4	5~6
		平成元年度				
道	自動車税	乗用車				
		自家用	営業用			
府	自動車税	1リットル以下	1リットル以下			
		29,500円	7,500円			
		1リットル超	1リットル超			
		1.5リットル以下	1.5リットル以下			
		34,500円	8,500円			
		1.5リットル超	1.5リットル超			
		2リットル以下	2リットル以下			
		39,500円	9,500円			
		2リットル超	2リットル超			
		2.5リットル以下	2.5リットル以下			
		45,000円	13,800円			
		2.5リットル超	2.5リットル超			
		3リットル以下	3リットル以下			
		51,000円	15,700円			
		3リットル超	3リットル超			
		3.5リットル以下	3.5リットル以下			
		58,000円	17,900円			
3.5リットル超	3.5リットル超					
4リットル以下	4リットル以下					
66,500円	20,500円					
4リットル超	4リットル超					
4.5リットル以下	4.5リットル以下					
76,500円	23,600円					
4.5リットル超	4.5リットル超					
6リットル以下	6リットル以下					
88,000円	27,200円					
6リットル超	6リットル超					
111,000円	40,700円					
県		普通自動車と小型自動車（三輪車を除く。）との車種区分を廃止する。				
税	軽油引取税	<ul style="list-style-type: none"> ・納入地（消費税）課税制度の導入 ・混和等の承認制度の導入 ・販売店課税範囲の拡大 ・元売・特約業者の指定要件の厳格化（10月1日より施行） 				税率 1 kℓ 32,100円
	その他の税			核燃料税（法定外普通税）が更新された。 ・納税義務者 発電用原子炉の設置者 ・税率 核燃料の価額の7% 自動車取得税の 自家用自動車の 免税点 50万円		

7	8	9	10	11	12
			免税軽油の引取り等 に係る報告義務制度 の創設（10月1日より 施行）		
核燃料税（法定 外普通税）が更 新された。 ・納税義務者 発電用原子炉 の設置者 ・税率 核燃料の価額 の7%		地方消費税が創設された。 ・譲渡割 一定税率 消費税額の100分 の25 当分の間、国が消費税と併せ て賦課徴収 ・貨物割 一定税率 消費税額の100分 の25 国が消費税と併せて賦課徴収 ※都道府県内の市町村に対して 清算後の額の2分の1を交付。			核燃料税（法定 外普通税）が更 新された。 ・納税義務者 発電用原子炉 の設置者 ・税率 核燃料の価額 の7%

税 目		年 度	
		13	14
道	自動車税	キャンピング車に係る税率を同排気量の乗用車に係る税率の概ね8割とする改正を行った。 (13年度は一部経過措置)	トラック（三輪の小型自動車を除く。） 営業用（けん引自動車及び被けん引車を除く。） 1トン以下 6,500円 1トン超2トン以下 9,000円 2トン超3トン以下 12,000円 3トン超4トン以下 15,000円 4トン超5トン以下 18,500円 5トン超6トン以下 22,000円 6トン超7トン以下 25,500円 7トン超8トン以下 29,500円 8トン超 29,500円に8トンを 超える部分1トンまでごとに 4,700円を加算した額 けん引自動車 営業用 小型自動車 7,500円 普通自動車 15,100円 被けん引自動車 営業用 小型自動車 3,900円 普通自動車で8トン以下のもの 7,500円 普通自動車で8トン超のもの 7,500円に8トンを超える部分1トンまで ごとに3,800円を加算した額 自家用 小型自動車 5,300円 普通自動車で8トン以下のもの 10,200円 普通自動車で8トン超のもの 10,200円に8トンを超える部分1トンまで ごとに5,100円を加算した額 ※トラックのうち最大乗車定員が4人以上であるものの税率は上記税額に 次の区分に応じた額を加算した額 営業用 1リットル以下 3,700円 1リットル超1.5リットル以下 4,700円 1.5リットル超 6,300円 バス（三輪の小型自動車を除く。） 営業用 一般乗合用 30人以下 12,000円 30人超40人以下 14,500円 40人超50人以下 17,500円 50人超60人以下 20,000円 60人超70人以下 22,500円 70人超80人以下 25,500円 80人超 29,000円
		15	14
府	自動車税	自家用（けん引自動車及び被けん引車を除く。） 1トン以下 8,000円 1トン超2トン以下 11,500円 2トン超3トン以下 16,000円 3トン超4トン以下 20,500円 4トン超5トン以下 25,500円 5トン超6トン以下 30,000円 6トン超7トン以下 35,000円 7トン超8トン以下 40,500円 8トン超 40,500円に8トンを 超える部分1トンまでごとに 6,300円を加算した額 自家用 小型自動車 10,200円 普通自動車 20,600円 被けん引自動車 普通自動車で8トン以下のもの 7,500円 普通自動車で8トン超のもの 7,500円に8トンを超える部分1トンまで ごとに3,800円を加算した額 自家用 小型自動車 10,200円 普通自動車で8トン以下のもの 10,200円 普通自動車で8トン超のもの 10,200円に8トンを超える部分1トンまで ごとに5,100円を加算した額 ※トラックのうち最大乗車定員が4人以上であるものの税率は上記税額に 次の区分に応じた額を加算した額 自家用 1リットル以下 5,200円 1リットル超1.5リットル以下 6,300円 1.5リットル超 8,000円	15
		15	14
県	軽油引取税	特約業者・元売業者以外の者が行う軽油の輸入に係る課税時期（申告納付期限）の改正（6月1日より適用）	
		15	14
税	その他の税		
		15	14

16	17	18
		<ul style="list-style-type: none"> ・県境を越える自動車の転出入に係る自動車税の月割計算の廃止
<ul style="list-style-type: none"> ・製造の承認を受ける義務に関する罪に係る罰則の引上げ等 ・不正軽油等譲受罪の創設 ・軽油引取税の補完的納税義務の創設 ・脱税に関する罪に係る罰則の引上げ ・検査拒否等に関する罪に係る懲役刑の創設 ・不正受還付罪の創設 ・免税証の不正受給等による免税軽油の引取りに関する罪に係る罰則の引上げ ・元売業者、仮特約業者及び特約業者の指定の取消しの要件等の追加 ・軽油の納入に係る書類の保存期間の延長 		<ul style="list-style-type: none"> ・供給者罰則の創設
狩猟税の創設 (狩猟者登録税と入猟税の廃止)	核燃料税（法定外普通税）が更新された。 <ul style="list-style-type: none"> ・納税義務者 発電用原子炉の設置者 ・税率 核燃料の価額の10% 	

税 目		年 度			
		19	20	21	22
道 府 県	自動車税				
	軽油引取税			目的税から普通税に改められた。	平成 30 年 3 月 31 日までの 10 年間の暫定税率は廃止されたが、当分の間、平成 21 年度の税率水準（1 キロリットル 32,100 円）を維持することとされた。 揮発油税において本則税率を上回る部分の課税措置が停止される場合には、軽油引取税についても本則税率（1 キロリットル 15,000 円）を上回る部分の課税措置を停止することとされた。また、揮発油税において課税停止措置の解除基準を満たし元の税率水準に復元される場合には、軽油引取税についても元の税率水準に復元することとされた。
	その他の税	狩猟税の税率改正	狩猟税の税率の特例措置の創設	自動車取得税が目的税から普通税に改められた。	核燃料税（法定外普通税）が更新された。 ・納税義務者 発電用原子炉の設置者 ・税率 核燃料の価額の 13%

23	24	25	26
<p>揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置については、東日本大震災の復旧及び復興の状況等を勘案し、別に法律で定める日までの間、その適用を停止することとされた。</p>			
		<p>狩猟税の税率の特例措置の延長</p>	<p>自動車取得税の税率が以下のとおり引き下げられた。 自家用自動車（軽自動車を除く） 3% 営業用自動車・軽自動車 2% 地方消費税（譲渡割・貨物割）の税率が以下のとおり引き上げられた。 消費税額の 63 分の 17 ※引上げ分の地方消費税収（市町村交付金を含む。）の用途については、全額社会保障財源化</p>

年度		27	28～30
税目			
道 府 県	自動車税		
	軽油引取税		
	その他の税	<p>平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間における狩猟者の登録に係る狩猟税について、以下の減免措置が講じられた。</p> <p>1 対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録 非課税</p> <p>2 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録 非課税</p> <p>3 狩猟者の登録をする日前 1 年以内に、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止等の目的で鳥獣保護法第 9 条第 1 項の許可を受けてその許可に係る捕獲に従事した者が受ける狩猟者の登録 税率 2 分の 1</p>	

年度		令和元年度	2																																	
税目		令和元年度	2																																	
道 府 県	自動車 環境 性能 割	令和元年10月1日より、自動車の取得時の税金として、自動車税の中に環境性能割が創設された。 税率 自家用 0～3% 営業用 0～2% (燃費基準達成度等に応じて決定) 消費税増税に伴う対応として、令和元年10月1日～令和2年9月30日の間に取得した自家用乗用車について、税率を1%軽減(臨時的軽減)。 免税点 50万円	新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、臨時的軽減の適用期限を令和3年3月31日まで延長することとされた。																																	
		環境性能割の創設に伴い、従来の自動車税が自動車税種別割に名称変更された。 令和元年10月1日以降に新車新規登録を受けた自家用乗用車について税率が引き下げられた。 (自家用のキャンピング車についても同様に引き下げ。)																																		
	税別割	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>乗用車</th> <th>キャンピング車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1リットル以下</td> <td>25,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>1リットル超 1.5リットル以下</td> <td>30,500円</td> <td>24,400円</td> </tr> <tr> <td>1.5リットル超 2リットル以下</td> <td>36,000円</td> <td>28,800円</td> </tr> <tr> <td>2リットル超 2.5リットル以下</td> <td>43,500円</td> <td>34,800円</td> </tr> <tr> <td>2.5リットル超 3リットル以下</td> <td>50,000円</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>3リットル超 3.5リットル以下</td> <td>57,000円</td> <td>45,600円</td> </tr> <tr> <td>3.5リットル超 4リットル以下</td> <td>65,500円</td> <td>52,400円</td> </tr> <tr> <td>4リットル超 4.5リットル以下</td> <td>75,500円</td> <td>60,400円</td> </tr> <tr> <td>4.5リットル超 6リットル以下</td> <td>87,000円</td> <td>69,600円</td> </tr> <tr> <td>6リットル超</td> <td>110,000円</td> <td>88,000円</td> </tr> </tbody> </table>		乗用車	キャンピング車	1リットル以下	25,000円	20,000円	1リットル超 1.5リットル以下	30,500円	24,400円	1.5リットル超 2リットル以下	36,000円	28,800円	2リットル超 2.5リットル以下	43,500円	34,800円	2.5リットル超 3リットル以下	50,000円	40,000円	3リットル超 3.5リットル以下	57,000円	45,600円	3.5リットル超 4リットル以下	65,500円	52,400円	4リットル超 4.5リットル以下	75,500円	60,400円	4.5リットル超 6リットル以下	87,000円	69,600円	6リットル超	110,000円	88,000円	
		乗用車	キャンピング車																																	
1リットル以下	25,000円	20,000円																																		
1リットル超 1.5リットル以下	30,500円	24,400円																																		
1.5リットル超 2リットル以下	36,000円	28,800円																																		
2リットル超 2.5リットル以下	43,500円	34,800円																																		
2.5リットル超 3リットル以下	50,000円	40,000円																																		
3リットル超 3.5リットル以下	57,000円	45,600円																																		
3.5リットル超 4リットル以下	65,500円	52,400円																																		
4リットル超 4.5リットル以下	75,500円	60,400円																																		
4.5リットル超 6リットル以下	87,000円	69,600円																																		
6リットル超	110,000円	88,000円																																		
税	軽油引取税																																			
	その他の税	狩猟税の税率の特例措置の延長 地方消費税(譲渡割・貨物割)の税率が令和元年10月1日から以下のとおり引き上げられた。 消費税額の78分の22 ※消費税率換算2.2% (軽減税率適用時1.76%) 令和元年9月30日をもって自動車取得税が廃止された。																																		

税目		年度		
		3	5	
道	府	環境性能割	感染症の状況や経済の動向、臨時的軽減が環境インセンティブ機能に与える影響等を総合的に勘案し、臨時的軽減の適用期限を令和3年12月31日まで延長することとされた。	半導体不足等の状況を踏まえ、異例の措置として、現行の税率区分を令和5年12月31日まで据え置く。
		自動車種別割		
	県	税	軽油引取税	
		その他の税		